

第 91 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 13:00～15:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
- 3 出席者
会 長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン放送文化推進局 C S R 推進室部長
同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同 納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県 D V 総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授
同 山本 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の開設について
 - (2) 各種調査について
 - ・ 平成 29 年度男女間における暴力に関する調査
 - ・ 平成 29 年度若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査
 - (3) 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」に係る平成 29 年度の取組状況等について
 - (4) 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に盛り込むべき重点取組事項について
- 3 閉 会

(配布資料)

資料1 種部委員説明資料

資料2 各種調査資料

資料3 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に係る平成29年度の取組状況等に関する資料

資料4 「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき重点取組事項に関する資料

(議事録)

○辻村会長 それでは、第91回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は御欠席の委員の方はおられませんので、全員御出席でございます。よろしく願いいたします。

本日の議事は、議事次第をご覧のように、4点ございます。

最初に「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の開設について、種部委員からお話をいただきます。

次に、事務局から29年度の男女間における暴力に関する調査及び若年層を対象とした性暴力被害等に対するインターネット調査の2つの調査の結果について説明をしていただきます。

続きまして、議事3では「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」について、取組状況を事務局から説明させていただきます。

議事の第4でございますけれども、「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき重点取組事項について、内閣府と警察庁から説明させていただきます。その後、その他の省庁分も含めまして委員の皆さんで意見交換を行うことになっております。

また、本日は野田大臣がおおむね13時20分過ぎに御到着になる予定でございますので、御挨拶をいただきます。到着時間によって議事を若干変更させていただくことがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に事務局から会議資料の確認をお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 暴力対策推進室長の杉田です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

今日の資料でございますが、議題が4つございまして、資料もそれぞれ1から4までセットさせていただいております。資料の内容によって枝番号を付す形で、それぞれ1つ綴じという形で配付させていただいております。

以上です。

○辻村会長 何か過不足はございませんか。資料は大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議事は、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の開設についてです。種部委員からお願いいたします。

○種部委員 富山にもついにワンストップ支援センター、42か所目として、開設になりました。

富山の開設に当たり、かなり中に入れていただいて、立ち上げの準備にかかわりました。さまざま問題が見えてきましたので、今日はそういうところをお話させていただいて、恐らく同じような状況にほかのワンストップも置かれていると思います。それについて御審議いただければと思っております。

まず2ページ目からいきます。富山県はワンストップを始めるに当たり、ほかの県はどうなっているのかということを綿密に調べました。昨年7月の時点で開設されていた38か所、病院拠点型が6か所、相談センター拠点型が3か所です。これは各都道府県のワンストップセンターに聞いてみて、どういう形で運営されていますかと聞いたときに返ってきた、現在の開設形態ということで御回答いただいたものです。

3ページ目、開設形態と相談数ですけれども、富山県は24時間にするのか、それとも時間を区切るのか、どのような形にするのかを最初に検討しました。弱小県の問題がございまして、果たして24時間にしたときに必要なスタッフが確保できるのか、24時間やったほうがいいのかどうかを見るために、御協力いただけた都道府県から回答をいただいて、年間の相談件数を調べました。そういたしますと病院拠点型で24時間やっていると圧倒的に相談数は多いです。

病院拠点とはいえども、ブランクがあって夜中などやっていない時間帯があると相談件数はがくっと落ちます。連携型でも24時間やっていると大変相談件数は多く、性暴力の実情の見える化が起きるとということにもなります。が、ブランクがありますと相談件数が少ないです。

一方で、病院拠点型の特徴といたしましては、電話相談と面接相談のパーセントを見ていただきますと、病院拠点のほうが圧倒的に面接相談が多いということで、相談をして、その後、何とか面接までつなげて、顔が見える関係ができてから被害届を出すというところに至る可能性があるのは、むしろ病院拠点ということになるかと思えます。人口の差もありますので人口10万当たりで計算しますと、病院拠点で24時間は理想的だと思いますが、その次に多かったのは連携型の24時間ということになります。

4ページ目に行きます。私もワンストップの連絡会に参加させていただいておりまして、現場の医師等から何が問題なのかということをいろいろお聞きしております。さまざま聞きまして、現在病院拠点は6つなのですけれども、365日は大阪SACHICOのみです。すぐれているのは面接相談が圧倒的に多いことで、ウォークインでその場でぼんと拠点に行けるというのが最大の特徴です。ただ、その病院の中で産婦人科医を確保するというのは非常に難しい。そして女性の被害者だった場合に女性医師を希望されまして、女性医師を確

保するのがなかなか大変です。これはワーク・ライフ・バランスの問題ですけれども、女性医師を24時間365日確保するというのは非常に厳しいということです。

また、推進力になるキーパーソンがいないと、その組織自体を維持していくモチベーションを保つのも非常に難しいと思います。キーパーソンになる、強い意欲でこれをやろうという人がいない限り、なかなか病院としてはいい形にならないと思います。

それから、この方たちが夜中に呼ばれて診察をするときの給料はどこから出ているかというと、病院から出ている時間外の給与です。ですから運営費としてきちんと捻出されていないということが問題です。

支援員も確保するのが非常に大変。中長期の被害の人たちを見ていると、急性期の人の対応ができなくなってしまう。ですからある程度切り捨てる必要が出てくるということもあります。

やはり産婦人科医療が中心になっているところがほとんどですから、男性の被害者はどうやって対応するのかというところが難しいです。

5 ページ目、一方で相談センター中心にしますと、連携型の場合の最大のすぐれている点は設置が容易ということです。例えば北海道なんかですと札幌に1つあっても、例えば函館からは4時間もかかるのです。ということになりますと、とても1か所では無理ということで、各地で開くときにそれだけ拠点になる病院があるかということ、既に北海道なんかは病院自体がないです。産婦人科どころか病院がないという状況でしてカバーできません。ですから広域カバーするという意味では、むしろ救急ですとかさまざまな診療科を横断的に使って設置するという相談センター中心型にせざるを得ないと思います。

医療機関は新陳代謝ができるということで、持続可能であるということも1つの特徴です。ただ、課題は連携医療機関を量的に確保すること自体が地方ではかなり厳しい状況です。そして、医療機関を設置しましても職員が変わったりすると、高い質を維持できるかという問題があります。

たとえば証拠保全をするときに、証拠を警察のほうで預かってくれる形、例えば石川県がそうなのですが、石川県内の全ての医療機関で、どこに被害者の方が来られても、それを全部警察で保管するという形にしています。被害届を出しても出さなくてもですが、簡単な協定のみで証拠物に信頼性があるのかというところは非常に難しい。途中で運搬というステップも入ります。それから、京都のように相談センターに証拠保管している場合は、いざ今度は被害届を出しますというときに証拠として採用できるのか。質はどうなのかということで問題が出ると思います。

6 ページ、どのようにして運営して、資金はどこから出ているのかということも御協力いただけたところにお答えいただきました。都道府県直営で相談の担当職員を置いているところは、ほとんどのところが公務員あるいは団体職員という形で常勤の給料をもらっているところが多いです。都道府県で運営しておりますので、なくなることはないということで運営は安定しています。そして資金も安定していると思います。

医療機関に拠点型になりますと、今度は病院職員あるいは相談の電話だけ有償のボランティアを募ってやっているというところが非常に多いです。そこは都道府県から寄附金あるいは補助金の形で少しもらっているという形で、事業の予算も一番下にありますけれども、132万円というところもあります。多いところは6,000万です。この違い、要は132万のところはどうやって運営しているのかということを考えていただくと、想像できるかと思えます。

支援団体が運営委託を受けているというのが一番多いのですが、団体はさまざまです。委託事業ですので資金は不安定。この委託は例えば今は内閣府から予算が出ておりますが、この予算がなくなったときに予算の根拠がなくなると、都道府県がどこからお金を出すかというところには非常に問題があると思っています。ちなみに人件費を調べてみますと常勤はそこそこ、少ないところは13万ですけども、ボランティアについては1日400円。これでずっと24時間維持できるのか、非常に厳しい状況であるというのは確かです。

このような状況を踏まえまして富山県はどうしたかといいますと、24時間にするのがいいだろうということは考えましたが、それを維持できるだけの人が確保できるのかというところが最大の課題でした。最終的な形はこちらに示すような形です。NPO法人が委託を受けて相談センター中心とした連携型をとっている。そして四者協定。刑法改正後に設置された2か所目か3か所目ぐらいだと思いますけれども、男性が被害者の対象になった。強姦罪が法改正され強制性交等罪になったということで、産婦人科医会だけでは対応できないと考え、医師会と協定締結をしました。全診療科が協力できる体制をということを考えました。

富山県ではもともと、比較的ネットワークができていました。これは全くワンストップ開設も考えていないずっと前からなのでありますが、産婦人科医会については富山県警から被害者支援ネットワーク医師という形で委嘱を受けていまして、平成15年から委嘱された病院には証拠採取のキットが常設されています。ですからぱっと病院にウォークインで入ってこられた人に、その場で証拠を取ることがいつでもできていた状態だったのですが、こういう診療経験を持つ医師がそろっていたというのは1つよかったところです。

もう一つは、そのうちの1つ、医療機関は警察庁のモデル事業で、実際に匿名で証拠採取をし、所轄の警察署で証拠保管をするという事業を既に始めていました。このような医療の資源があったというのは大きいです。そして男女共同参画基本計画策定後に富山県内でもワンストップセンターをつくろうよということで、自民党の中にPTが先にでき上がりました。その中でヒアリングに私どもも呼んでいただいて、何度も話しに行きましたが、自民党の議員さんたちが富山県で犯罪被害者等支援条例を先につくるということを計画されました。内閣府から予算が来るかどうかもわからなかった段階でしたので、根拠になる条例がないと県としてはお金を出すことはできないだろうということで、まずちゃんと安定した運営ができるようにするために条例を先につくりました。言いわけになるかもしれませんが、それが設置が遅かった理由です。ぱっと飛びつかずにこれをやったのは議員

さんたち、自民党のPTの方のお力です。

条例はそこに書いてありますが、細かいことは省きまして、9ページ目、一番大きいのは協議会があることです。例えばこれを委託した団体あるいは予算が少なくて人を雇えなくて開設後にいろいろ問題があるということをお話し合う場がなければ、なかなか委託されている団体あるいは実際に現場でいろいろなことを担っている人たちが、それをフィードバックしていい形にしていくというボードに乗ることができません。ですから、まずボードをつくるという意味で協議会を設置したというのは大きなところかと思っております。

10ページです。このようなたたき台ができたところで、では県のどこが所管するのかというところで議論がありました。これはセンターをどこに置くのかということと関連があります。幾つか案が出たのですけれども、例えば女性相談センター、配暴センターを兼ねています。その中に専用の職員の人を置いて24時間対応できるので、そこでやろうということになりますと、所管は厚労省、富山県ですと厚生部というところになります。男女共同参画センター系のほうに行くとなりますと、これまた全然所管が違ってきます。ということでお互いに皆さん嫌がられまして、なかなか受けてくれるところがありませんでした。

最終的には危機管理監をされていた方がうちでやりましょうと鶴の一声を出していただきまして、防災危機管理課、危機管理・救急対応といいますか、そちらが所管になっていただけました。となると、これは県直営でやるのは無理。もともと女性相談センターを持っているわけでもないので無理ということで、委託ということがおのずと決まってきました。

では委託は誰が受けるかということで犯罪被害者支援センター、全国ではこれが一番多いですが、犯罪被害者支援センターはどちらかというところと殺人とか放火とか、そういう被害者方たちの支援で精いっぱい、女性の相談員を備えていないので担えませんということでした。最終的には民間で女性の被害者支援をやっていた団体に委託という形になりました。場所は富山市内の交通アクセスのいいところにしました。駅から来られるというのは大切です。それから、おうちで被害に遭った人は被害の現場に帰ることになりますので、これはとてもではないけれどもフラッシュバックが起こるので無理ということで、宿泊施設の確保ができる場所を探しました。富山市は富山県の真ん中にありますので、アクセスよく宿泊確保ができる場所を探しました。

そして24時間開設するつもりなら支援員を養成しなければいけないということで、先に支援員養成をやりました。富山県に支援員を希望する人はいないかと思ったのですけれども、意外と支援員養成の講座に来られた方、30名募集のところには60名の方が応募されまして、最終的には常勤勤務希望者が11名でした。3月1日から開設なのですけれども、支援員養成講座は2月25日までやり、そこで決まったのが11名でした。ただ、応募されたのが60名という時点で、この人数で24時間回すことは無理だろうということは判断できました。24時間を目指すのであれば自前の職員を使ってということは難しいだろうということで、自ずと事業形態が決定いたしました。

11ページ、専門性が高い民間のその団体に事業委託するとほうが質は高くなるだろう。そして2つ目のポツですけれども、既設のワンストップの状況を見ますと24時間のほうがいい。既設ワンストップの相談件数を参考にして試算いたしますと、富山県の人口規模では年間の相談件数は262.9件だそうです。同行支援が17件ということで、24時間、365日把这个少ない職員で担うとすれば、夜は委託がいただろうということで業者委託をしました。ダイヤルサービスというのは都道府県で自殺の相談を受けているホットラインを担っていた外部業者です。そのホットラインは富山県も使っていて、質がというのはわかっていましたので、夜間についてはここに委託をいたしました。そのかわり、リファーする必要があった場合には、すぐ専門の常勤職員が2人で24時間365日をカバーすることになっています。

県のほうとしては、相談件数から割り出して予算をつけないと県民が納得しない、県民の税金ですからということだったのですけれども、受託する民間団体としては働く支援員に1日400円という待遇はないだろうということで、人件費をベースに計算しました。ここで大きな違いが出てきますので、相当もめました。最終的には折り合いをつけるという形になりましたけれども、委託条件が随分違っていました。

問題については途中で少し省かせていただきまして、13ページ、開設から3週間たちましたけれども、県の予測では262件という予定だったのですが、この3週間で相談は100件です。とっくの昔に予想を超えたということになります。それから、相談者の年齢分布は10～40代ですけれども、男性が10%、中には10代の男の子からの相談というのがありました。そうなりますとセンターの名前がお花の名前とか、女の子の名前がついていると、男の子は電話しにくいと思います。そこはすごく熟慮して、富山県はお花の名前はつけませんでした。富山県はさっぱりと「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」にしたのですけれども、ただ、今日リーフレットを後で配りましたけれども、こんなリーフレットでは男の子は電話しにくいです。もう少し被害を受けた人が、守られるべき弱い人という見え方がしないような名前にすべきだったなということは、今でも少し悩んでいるところです。男性でも被害を受ける、そして被害を受けた人は別に弱い人でも何でもなくて、もう少し名前も男性の被害者を考えた中身にするべきだろうということも、今すごく痛切に3週間を通じて思ったことです。

14ページ、課題なのですけれども、支援員の年齢が、一生懸命やろうという人は、熱意のある人は年齢が高いです。これでは持続可能とはとても言えないので、若手の支援員を確保するためには待遇としてきちんと常勤の職員として働いて食べていけるような給料を出さなければ、若い人は育ちません。

それから、富山県は条例をつくりましたけれども、これが国からの交付金がなくなったときに、この事業がどうなるのだろうと非常に不安があります。

カウンセリングの充実をし、被害届を出すためには相当なメンタルケアが必要なのですけれども、そのお金をつけるのは非常に困難で、都道府県によってはお金がついていない

ところもあると思います。富山県は2回つけました。京都は10回だそうです。この違いは大きいです。

課題2、最後のページに行きます。匿名での証拠保全をすると、警察のほうに届けもしない人の証拠が山のようにたまって困ると警察に言われました。なので証拠保管の期限を区切る、あるいは証拠としてDNAを解析した後、現物を破棄していい状態にできないかどうか、見直しが必要かと思っています。

被害者が72時間以内に来るとするのは非常に難しいです。そうなりましたら多少、時間が遅くても、病気に感染していると病原体の遺伝子が残っています。冤罪を避ける意味でもこの遺伝子を加害者特定のために使うということではできないか。解析には1件当たり40万ほど費用がかかります。それを何とかできれば冤罪も減らせる。そして性虐待を医学的に証明できる可能性があります。このぐらいはやるべきだろうと思っています。最終的にはその検査をするのと同時に、司法面接も併用しなければ効果がありませんで、若い男の子の被害者あるいは小さな女の子の被害者というのもカバーする機能を持たせるのであれば、司法面接と遺伝子解析などの順序や仕組みに問題があるなと思っています。

以上です。少し時間オーバーしましたけれども、これで終わります。

○辻村会長 ありがとうございます。限られた時間の中で貴重な御報告をいただきました。中に入ってみなければわからないような課題がたくさん出てきたかと思いますが、質疑については後に回させていただきます。

ただいま野田大臣がお着きになりましたので、ここで大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。

○杉田暴力対策推進室長 プレスが入ります。

(報道関係者入室)

○辻村会長 それでは、よろしく願いいたします。

○野田男女共同参画担当大臣 改めまして委員の皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、専門調査会に御出席賜りまして本当にありがとうございます。

私は昨年8月3日に女性活躍担当大臣で、後に男女共同参画もあわせて仕事をいただいて取り組んでいますが、女性活躍は、安倍総理がリーダーシップをとって、今日までありとあらゆる皆さんのお力を総動員して、さまざまな実績を残してきたことは確かだと思います。

例えば、よく総理がおっしゃるように、女性の就業が大変進んだとか、お子さんを持っているお母さんが、その後も諦めずに再就職をするようになったとか、いろいろ良いトレンドがあらわれています。その反面、むしろ「女性活躍」という言葉が広がれば広がるほど、活躍以前のこと、非活躍の部分というのが大きく見えてきたことも事実だと思います。それはとても良いことだと思います。なぜかというと、女性たちの実感としてそんなに活躍できないよ、そんなに輝けないよということはわかっていたのだけれども、そうやって「女性活躍」と言ってくれるのであれば、その流れに乗ろうとしてきた。ただ、それに乗

れるのは一握りであって、大多数が女性ならではのさまざまな壁と直面して苦しんでいるし、乗り越えられずにいる。

例えば、大卒の女性というのははるかに大卒の男性よりも収入が少ないとか、そういう問題から始まって、一番大切なところは、今日御議論いただいている、9割ぐらいの被害者が女性であるという性暴力の問題です。この問題については、今までもさまざまな専門的なところで取り組んできているのですが、いまだ国会議員の中にも、そういうことはないんじゃないの、とおっしゃる方もいる。このたび公表した性暴力の実態についての調査結果によれば、性暴力の被害の実態があり、かつ、男性社会の中で言えないという空気もあることが明らかになってきたわけです。

ですから私はぜひとも「輝く」以前の、本当に心から女性が自らの意思で輝くことができるための第一歩として、今日御議論をいただいている女性が専ら被害者になってしまう性暴力を撲滅すること、本当にそういう被害者を出さない、そして、不幸にもそういうことに遭遇した場合は、社会がしっかりと支えることを約束できるような、そういう優しい国をつくっていかねばならないと思っています。

委員の皆さんには、ぜひとも若干踏み込んでも構いませんので、思い切った御発言をいただきたいと思います。特に、今日は性暴力被害者支援センターの話が議題になっていますが、今、局長に確認をしたら、残り5か所ということなのですが、問題は内容です。センターという看板だけなのか、今、先生方が取り組まれているように本当にしっかりと被害者を受けとめ、伴走し、そういう犯罪を二度と起こさないような対策をできるかどうかというので、大きく違いがあると思います。

実は同じような問題点で、放課後デイという障害児を預かる学童保育みたいなものがあるって、これも施設によってすごい差があります。ずっと預かって、部屋でドラえもんDVDだけ見せている放課後デイが実際にあったということで、大変な問題になりましたが、片や一生懸命取り組んでいるところもあります。私たちは、今は法律がない中で、直ちにやれることはどんどん進めていくということで、センターを全国各地につくってもらっているのですが、大切なことは中身なのです。「センター」と名前が付いたからいいのではなくて、どういうセンターであるべきか、しっかりとこの専門調査会等で御議論いただきたい。今、種部先生の発表の後半をお伺いしただけでも本当にうなずけるお話だったと思います。全国津々浦々、さまざまな温度差がある中で、良いものをつくってもらえるように、この専門調査会でもぜひ前向きな御検討をいただきたいと思っています。

皆様方の取組を非常に楽しみに、そして私もその間、ちゃんと筋トレをしまして、しっかりと届けられるように頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○辻村会長 お忙しい中どうもありがとうございました。

カメラの方は御退室よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

○辻村会長 大臣は公務の御都合で、ここで退席されます。

(野田男女共同参画担当大臣退室)

○辻村会長 それでは、種部委員から御発表いただきました富山のセンターの問題について御質問がございましたらお手をお挙げください。よろしくお願ひします。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 御発表どうもありがとうございました。

とても有意義な調査で、これはむしろ内閣府でこういう調査を実際になさってやっていただけるといいのではないかと思います。私はあちこちのワンストップセンターのお話を聞いたりするのですけれども、週7日、24時間あいているかそうでないかによって、開設時間に比例する以上に相談数が違ってくるというのは、経験的に思っていたのですけれども、やはり本当にそうなんだなと思いました。

ぜひもう一つ、予算というか雇用のあり方とこれも見てもらいたいところがあります。かかっているお金が大事だということです。1つ質問なのですが、100件ですからまだわからないですが、10%が男性というのはかなり多いと思うのですけれども、年少の人が多いかどうか教えていただければと思います。

○辻村会長 種部委員、お願いします。

○種部委員 私も年齢について細かいところはまだわからないのですけれども、約10%は男の方で、若い男の子のケースは性的いじめです。これは本当に多いと思うのですが、やっと電話するところできたのかなど。思春期テレフォンとかに電話するほどでもないし、いじめというふうには思いたくないしというのがあるので、どこにも相談できなかつたという子がいたということです。中学生ぐらいですかね。10代だということはわかっていますけれども。中学生は自殺がとても多いのですけれども、最後に引き金を引いているのは性的いじめが多いと思うのです。それがつながったというのは本当に私たちにとってはものすごく学びでしたし、この子たちに何ができるかとなったときに、学校で相談しなさいというのも絶対にできないことです。手段としてはつながる、例えば法的な司法支援ができるのであれば司法面接につなげるとか、全ての大人で守るよというメッセージが出せればいいのですけれども、まだそこまで仕組みも十分できておらず、本当に抜け落ちていたところでは。証拠採取でもない、かといって司法面接いきなりでもないというところが見えてきました。たまたま電話してくれたのですけれども、この後また自殺につながったりということがあったらすごく大きな問題だということで、先陣としてやっていらっしゃるワンストップでも同じようなケースがもしあるのならば、これは共有して体制を整える必要があるのではないかと考えています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 3週間で100件って私も非常に多いなと思ったのですけれども、皆さんがどこでこの番号をお知りになったかというのはわかりますか。あと、まだ面談までは至ってい

ないということでしょうか。この2点をお聞きしたいと思います。

○種部委員 これも本当に開設準備をしている段階から興味があるメディアの方が多かったので報道されていたのですけれども、こんな覚えにくい番号なのですが、かけてくるのです。まだチラシもどこにもまいていない状態なのです。恐らくメディアで報道された新聞記事だとか、ホームページを見て、電話があったのは本当に3月1日、始まった瞬間からです。

急性期というよりは、むしろ過去の被害が多いのですけれども、でも今この場で被害に遭いましたという人も電話をかけてこられたので、こんな覚えにくい番号どうやって覚えたのだろうと私のほうが聞きたいぐらいなのです。恐らくSNSなんかを使ってQRコードにするとか、もう少し違うアクセスの仕方をすると、急性期はふえるだろうと思っています。

面談になった相談も中にはあります。件数は言えませんけれども、あります。

○辻村会長 ありがとうございます。

もう一方ぐらい御質問があれば。原委員、どうぞ。

○原委員 佐賀県でも男性の被害者の支援に取り組もうとしているところなのですが、医療対応ができる経験を持っている先生、ドクターが少ないということで課題になっているのですが、富山県ではどうでしょうか。

○種部委員 富山県は若い年齢について、女性医師でもよければ女性医師でできるところが、もう既にやってきた長い経歴はありますので、要は腫でなくてもほかの場所でも証拠を採取してということはこれまでもやってきているので、それに対応できます。ただ、本人が例えば男性の先生を希望したときに、今、男性医師で産婦人科医はいるのですけれども、もう少し性虐待については専門的な知識が要るので、小児科医と外科医が協力をしてくれることになっていて、来月研修の予定です。予算が4月以降の予算だったので。来月から人材養成を始めることになっています。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係でこの議題は一旦打ち切りますが、御質問や情報などありましたら、また事務局のほうに御連絡いただければ幸いです。

議事2に移ります。事務局から調査の結果について御説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料2をご覧ください。各種調査資料ということで男女間調査、インターネット調査についてとじてございます。

資料2-1は男女間における暴力に関する調査結果ということで、先週金曜日に公表いたしましたものでございます。既に御案内のとおり3年に一度やっている統計法に基づく調査でございます。今年度で7回目という形になってございます。

2ページ目は内容についてでございます。①～④、配偶者からの暴力、交際相手、ストーカー、無理やり性交等という4つの類型に分けて調査を行ってございます。

赤字の部分を中心に御説明をさせていただきます。①配偶者からの暴力の被害経験でございますが、4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあります。この括弧書きのところは3年前の前回調査の数値でございます。女性の3人に1人、男性の5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあります、女性の7人に1人は何度も暴力を受けてございます。

全般的に①から④にかけて言えることなのですが、被害経験は全般的に高くなっております。その要因でございますが、配偶者暴力防止法、DV法に関する内容についての理解が進んだ、法の認知度が上がったというところで、過去に被害を受けていたという方々、あれはDVだったんだなというところの認識が上がってきたのではないかとというのが分析でございます。

相談経験でございますが、これも①～④全般的に言えるのですけれども、数値としては上がってきています。ただ、依然として低いところもありますので、相談窓口の広報啓発、相談体制の充実は引き続きの課題なのだろうと思っています。

男女別に申し上げますと、男性で被害を受けた方で相談に結びついていないのは①でございますが、男性の7割はどこにも相談していない。逆に女性に関して申し上げますと④の無理やり性交等された被害経験、ここについては上から4つ目のポツですが、被害を受けた女性の6割はどこにも相談していないということで、女性に関して言うと、このところの相談割合が低いという形になってございます。

①～③に関してですが、相談しなかった理由をみますと、相談するほどのことではないからという理由が大体多いのですけれども、④のところに関して申し上げますと、恥ずかしくて誰にも言えなかったから、思い出したくないだったり、性暴力被害特有の要因があるというところで、引き続き性暴力被害に関しては被害者に寄り添った形でのきめ細やかな相談体制、そういったものをつくり上げていくところが課題なのだろうと考えております。

②の交際相手からの暴力の被害経験でございます。今回この交際相手からの性別も異性だったか同性だったか聞くことにしたわけではありますが、交際相手からの暴力の被害経験の中で2つ目のポツですが、同居期間中の被害経験というところに関して見てみますと、被害を受けた割合が非常に高くなってございます。3年前と比べましても女性の約6割ということで、3年前が3割。男性の3割が被害経験を受けたという形になってございます。

①に戻りますが、上から4つ目のポツでございますが、被害を受けたことがある家庭の約2割は、子供への被害経験も見られるというところになってございます。

④の無理やり性交等された被害経験のところに行きますが、2つ目のポツでございますが、加害者は誰かというところで、男女とも全く知らない人が約1割ということで、比較的少なくなっている。配偶者だったり交際相手など、知っている人の割合が高くなってございます。

その下でございますが、今回の刑法改正を受けまして監護者性交等罪が創設されたのですが、18歳未満の被害を受けた女性のうち約2割は監護する者から被害を受けているとい

う状況でございます。

ページをおめぐりいただきまして、平成29年度若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査でございます。15～39歳の女性を対象にしたインターネット調査の調査会社のモニター会員を対象にしたものでございます。

昨年度も似たような調査をやったのですけれども、調査項目を若干変えたということで厳密な比較ができないところではあるのですが、内容について御説明をさせていただきますと、1のモデル・アイドル等の勧誘の経験でございますが、約5人に1人、18%の方々がそういった経験がございます。そういった人たちが契約をしたかどうかですが、2つ下に行きまして契約の有無、約8割の方が契約をしなかった。裏を返せば2割の人が契約をしたというところがございます。断らなかった理由は、興味があったからというところが最も多くなっております。

おめぐりいただきまして、2の聞いていない性的な行為等の撮影の要求経験があった人ですが、これは約9人に1人という形になってございます。そのうち実際にそういった求められた行為の撮影に応じた経験がある人は、約半数という状況になっております。そういったことでの影響、現在困っていることですが、下のところ、家族や友人に知られ人間関係に支障を来している、来すのではないかとおびえているというところが一番高くなってございます。あるいは下のグラフの左側ですが、画像や動画の流出、回収できないことに困っているのも比較的高くなってございます。

3の相談の状況のところでございます。そういった聞いていない撮影を求められた経験のある人のうち、誰かに相談した人は約6割となっております。しかしながら、相談先なのですけれども、下のグラフにありますとおり友人、知人などが比較的高いのですが、公的な相談機関、警察等は5%前後ということで比較的低くなっている。このあたりは課題なのだろうと認識しております。

4の問題の認知度でございますが、こういった問題、モデル・アイドルの勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為の撮影を求められる問題が発生していることの認知度、約7割が「知らない」または「よく知らない」と回答をしております。

効果的な広報活動のあり方なのですけれども、「SNS上の広告」が最も高いというような結果が出ています。

資料2-2-2以降は、その概要をお配りしております。

席上に先ほどの男女間調査の冊子、報告書、概要版と本体をお配りしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○辻村会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この御報告内容に関する御質問を受け付けたいと思います。納米委員どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

先ほど男女間における暴力の調査結果、①～④ということで被害経験が高くなっている

のは、過去被害が顕在化したのではないかと考えていらっしゃるということでしたが、DVについては過去1年以内の被害経験を調べていると思うのです。そうしますと、過去1年以内の被害経験については変わらないか、もしくは減少している。けれども、全体での質問に対しては被害経験が上がっているということでしょうか。

○杉田暴力対策推進室長 御説明の中では言及いたしませんでした。過去1年以内に被害を受けた人の割合を見てみますと、男女ともに数値が下がっている状況になってございます。

この太い冊子を見ていただきますと、この1年間ということでは27ページの下の方でございますが、これは年齢構成別で若い人ほどそういう被害経験があるというところがございますが、データで申し上げますと、この1年間で被害経験があった人は大体33.2%で、3年前が37.9%となっておりまして、これは女性、男性とも低くなる傾向にございます。もちろんそういった意味で過去の被害が顕在化したという部分もあるのだらうと思っておりますが、被害防止のための施策の充実についても、引き続きしっかりと取り組んでいかないといけないのだらうと認識しております。

○辻村会長 種部委員、どうぞ。

○種部委員 確認ですけれども、同居の子供にというのがありましたよね。報告書の厚いほうを見せていただいたのですが、38ページです。子供がいる方にお聞きします、子供の被害経験と書いてあるところに心理的虐待とかが書いてあるのですけれども、そもそもDVを受けている家庭にいるというので全員だと思っております。実は、そう思うのですが、この方たちは面前DVを認識していないということですか。心理的虐待というのは自分が暴力被害を受けているのを子供に見せているということではなくて、直接、心理的虐待を子供に加えていたということを確認できるような質問だったのでしょうか。わかれば教えてください。

○杉田暴力対策推進室長 この問といたしましては、子供がいる方全員にお聞きしているところがございますので、その中で心理的虐待を受けた人、これは今お話しいただきましたように、子供の目の前で暴力を振るうだったりだとか、そういったことを含むわけなのですけれども、心理的虐待という意味で大体5%の方々がそういう経験、この2割の中でも5%ぐらいの方々が、そういった虐待の経験を受けているということになっております。

○種部委員 ということは、残り8割の人、2割ぐらいですかね。残りの方たちは面前DVの中に子供が置かれているのですけれども、そう認識していないということですよ。それがそこから出るというモチベーションにつながらないということなのではないかと思われました。

○辻村会長 ほかにいかがですか。可児委員、どうぞ。

○可児委員 質問ではなくて意見なのですけれども、配偶者からの暴力の被害経験ですが、前回はたまたま割合が下がっただけで、女性の被害経験は、それ以前はずっと3人に1人の割合でした。なので今回割合が高くなったことでの分析よりも、むしろ前回は低かつ

たという視点で分析されたほうがよろしいのではないか。特に今回割合が高くなったというより従前に戻ったということではないかと思えます。

○杉田暴力対策推進室長 可児先生おっしゃるとおりでございます、前々回、それ以前のものと比較をいたしますと、大体3割ちょっとの方々が被害経験があるということでありますので、確かに認知度が上がったということが1つの要因として考えられなくもないと思うのですが、そここのところの深い分析というのは先生おっしゃるとおりだと思いますので、そこは研究させていただきたいと思えます。

○辻村会長 よろしいでしょうか。私のほうから1点確認とお願いなのですが、黄色い表紙の概要版の6ページの2に、同居する交際相手からの暴力の被害経験というものがあります。これは分厚い報告書では88ページと思えますか、このまとめ方、女性の約6割が被害を受けたことがあるとなっていて、8ページの上の1では調査した全女性の5人に1人が交際相手から被害を受けた。そうすると交際している人もしていない人もいるわけですから、2のほうの女性、黄色い概要版の6ページの下ですけれども、女性の6割と書いてあるところでは、女性というのは交際相手がいた女性で、かつ、同居経験がある女性なのか、あるいは被害女性のことなのか、全部の女性の6割が同居しているわけではないので、同居期間中に被害を受けたのが6割ですね。何の6割か、限定をつけてないといけないと思えますが、ここはどうなのでしょう。報告書を見てもよくわかりません。

分厚い報告書の88ページでは、まず交際相手がいた、交際したことがある女性で、しかも同棲経験がある女性の中の6割が同棲中に被害を受けたということでしょうね。多分。こんなに比率が高いとは驚きですが、それでいいですか。概要版だけみたときに女性の6割というのがわかりにくいかなと思えます。私も今日初めて拝見しましたのでほかにあるかもしれません、ここだけでも、もしわかるのであればご教示下さい。被害経験も先に前提として出るわけですか。それか交際相手がいて同居したことがある人の中の6割が被害に遭ったということなのか。ここはこの報告書だとわかりにくい。

またお調べいただいて、お答えいただければいいかと思えますが、新聞などで女性の6割が同居期間中に暴力被害、とか出てしまうと「えっ」と思えますので、同居経験がある人で、かつ、被害を受けたことがある人の6割なのか、同居経験がある女性の6割なのか、そのあたり後で結構ですので、教えていただければ。今わかりましたか。

○杉田暴力対策推進室長 同居経験があるうちの6割。

○辻村会長 同居経験がある人の6割が、同居期間中に暴力を受けたという趣旨ですか。

○山田委員 そこの上も同じなのですけれども、女性の約5人に1人、男性の約9人と1人というのは、交際相手がいる、もしくはいた人という意味でしょうか。それとも全体という。

○辻村会長 限定をつけないと、全女性の、ということだとびっくりしますね。

○山田委員 ということ限定をつけていただくようお願いします。

○辻村会長 よろしくお願いします。

それでは、次に進んでもいいですか。何かほかに御意見とか御質問とかありますか。山田委員、どうぞ。

○山田委員 質問というよりもコメントなのですけれども、交際相手が同性か異性かというのを何年も前から主張してつけていただいて、問16-1、89ページ、大きなところでは81ページなのですが、同性からの被害経験というのも男性、女性1名ずついたということは、やってよかったかなという気がいたしました。無回答もあるので、ただ、回答数が少ないと個人特定がなされてしまうので、余り詳しい分析はできないと思いますけれども、出てきたということによってよかったと思います。

これも前回コメントしたと思うのですけれども、若年者を対象としたというほうにも、女性だけではなくて男性も対象にした調査を次回からしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、先に進めさせていただきます。これにつきましてはまたお気づきの点がありましたら、事務局にメールでお伝えくだされば幸いです。

資料3、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に係る29年度の実施状況に関する資料をめぐって御説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料3を使わせていただきます。アダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス問題に関する今後の対策の関連でございます。

昨日、官邸で開かれました関係府省対策会議のフォローアップ、今後の取組強化について、取組を進めていくという議論がなされたところでございます。

資料3-1、今後の対策の主な成果ということで、29年度の成果を取りまとめているところでございます。総括の上の箱のところ、○3つのところに必要なポイントが書かれております。若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向けて社会を挙げて取組を進めている一方で、依然として深刻な状況にあるというところでございます。

課題といたしまして、行政機関等への相談窓口への相談割合が低い。そういったところが引き続きの課題として残されている。こうした問題につきましては重大な人権侵害でありますので、今後とも政府を挙げたより一層の取組が必要ということで、昨日の会議でもこれまでの対策を精査の上で一段と強化、拡充を図っていただくか、あるいはこれまで以上の取組を進める必要があるというようなところを御指摘いただいております。

簡単に内容を御説明いたしますが、5本柱で施策を推進するという形になってございます。さらなる実態の把握ということで、先ほど御説明をいたしました2本の調査でございます。モデル・アイドル等の勧誘等の経験をきっかけとして、一定程度そういった性暴力被害に遭う方々がいらっしゃるということと、相談窓口になかなかつながない、つ

ながったとしても友人、知人であったり家族、親戚が多くて、公的な機関にはなかなかつなげていないという現状がございます。

JKビジネスの営業に関する実態調査だとかも警察庁でしていただいております。店舗数など実態把握が進められてございます。

「2. 取締まり等の強化」でございますが、検挙件数について触れているところでございます。AV出演強要問題について強要罪等で検挙したり、あるいはスカウト行為、JKビジネス問題に関して経営者、客等の検挙、被害児童保護の人数等々が記されてございます。

「3. 教育・啓発の教科」でございますが、昨年4月に防止月間をやったということと、被害防止教室を警察、文科省はじめとしてこういう実績でやっていただいている。それから、教員等に対する研修を実施することで教育啓発の推進を図っている。それから、AV業界団体への法令を厳正に適用していくという労派法だったり消費者契約法だったり、そういった通知文を厚労省、消費者庁さんから出させていただいている状況でございます。

「4. 相談体制の充実」であります。AV出演強要、JKビジネス問題に関して公的な相談窓口の相談件数がここに書かれております。どれくらい被害が潜在化しているかというところは引き続き見ていく必要かあると思うのですが、一定程度、相談件数が上がってきている。それから、ワンストップ支援センターの設置数も進んできているということで、質の充実というところは今後の課題ではあるのですが、ここも一定程度の取組が進んできているという状況でございます。

おめくりいただきまして、資料3-2以降はその詳細版でございます。

資料3-3、ことしの4月も被害防止月間ということで、関係方面で各種広報啓発活動、政府広報を活用した広報だったり、都内の大学、高校でシンポジウムを開催するだとか、渋谷駅周辺での街頭キャンペーン等々、今年も関係省庁と連携して実施する予定になっております。

御説明は以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する御質問はございますでしょうか。

○阿部委員 去年4月も新生が入るということで、警察の一斉取り締まりというか、JKビジネスについての取組があったと思いますけれども、今年も同じような形で取り組まれるのでしょうかということと、もう少し前向きな成果というか、こういう成果があったよというのが、数だけではなく事例で少しお話していただけることがあったら聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○杉田暴力対策推進室長 警察による一斉取り締まりの関係でございますが、資料3-3の上から2つ目のJKビジネス稼働児童等に対する指導・助言等の推進あるいはその上のところ、スカウトに対する検挙、指導・警告活動の推進という形で、引き続き今年度においても警察のほうで取組を進めていただけるものと認識しております。

成果のところでございますが、資料3-1に戻っていただきますと先ほど少しお話し

たしましたが、例えばJKビジネスの営業に関する実態把握がそれなりに進んできているというお話だったり、あるいは条例制定支援をやっているのですが、地域別で言いますと東京都が全体の6割、大阪府が全体の3割、合わせて9割が東京、大阪となっているのですが、東京都につきましては規制条例が制定済み。大阪府に関しても改正条例案を議会に上程中だということで、このあたりについては一定程度、取組が進んでいるのだろうとっております。

ただ、取り締まりの強化につきましても、件数の評価というところはあるのですが、取り締まり等々あるいは強要罪での検挙というこれまで余りなかったものも活用してというところは、挙げられるのだろうとっております。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の御説明ですと、東京が全体の6割で大阪が3割で、残り1割にほかの県が入っているということでいいですか。わかりました。ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 去年のこの取組の結果、被害を受けた児童生徒たちに対するケアというのは、どのような形で行われたのですかというか、そういうことがおわかりでしたら教えていただきたい。

○杉田暴力対策推進室長 JKビジネスのお話かと思うのですがけれども、検挙に伴う被害児童の保護数というのが一定程度、出てきているところでありますが、今後の対策の中において、JKビジネス稼働児童に対する指導・助言ということで、街頭補導を積極的に実施して、有害性、危険性について指導・助言を実施するということでありますが、そういう中において被害児童に寄り添った形で警察のほうでそういった取組を進めていただいているということなのだろうとっております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 もし後日何かわかりましたらまた、この次にでも御提示お願いいたします。

ほかに何か御質問ありますか。山田委員、どうぞ。

○山田委員 まず質問なのですけれども、まだ通っていないのですが、18歳成人になった場合に、この対策というのは影響を受けるでしょうか。18歳になっている高校生が自分の意思で主体的に働いているといったときに、もしこのままだとすると、こうすることはできないような気がするのですが、まだもちろん通っていませんけれども、どういうことをお考えなのか、もしあればお聞きしたいというのが第1点です。

第2点は、もちろん対策の中で、こういうのはよくないことだ、リスクがあると言うのはもちろんそうなのですけれども、供給側の事情や需要側の問題、つまり子供の貧困とか児童の遺棄とか、そういう中からこういうものに対する供給が生まれてきて、さらには主に男性だと思いますが、需要側の問題に関する調査、対策等も必要だと思いますので、その点、コメントさせていただきました。

○辻村会長 お答えをお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 必要であれば後ほど警察庁さん、回答が可能であれば補足していただきたいと思います。

18歳未満の話でございますが、今、JKビジネスの文脈での御質問なのだろうと思うのですが、基本的には18歳未満というところで切れていますので、18歳を超えるところでのJKビジネスにかかるものという意味での取り締まり等々はないです。

○山田委員 変わらないということです。

○辻村会長 現在でも18歳で切っているということですね。

後者のほうは、後ほど警察庁と絡めてお話をするというものでいいですか。

○杉田暴力対策推進室長 需要側への対策でございますが、こちらは人身取引などの対策の中でも需要者側への啓発の観点は出てございますので、人身取引の被害防止の広報用のリーフレット、ポスター等々には、そういった趣旨も踏まえてつくっているということと、供給側の貧困だったり、背後にある事情も踏まえた上で若年層に対する性暴力被害の実態、支援の実態あるいは効果的な支援のあり方についての調査研究というものを内閣府でやってございますので、そういったところの背景的な事情も踏まえた上で、調査研究をやっていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら進めますけれども、私のほうから、昨年も同じような調査結果の報告をしていただきましたので、昨年と比べて何か有意な違いがあるのかどうか。先ほどの調査のときは括弧に入れて前年との比較があったのですが、こちらのAV、JKで何か有意な差は出てきましたでしょうか。というのは取組も進んだはずなので、多少は意識啓発も進んだはずなのですけれども、何か変化があったか知りたいと思います。AVのほうでは聞いていない撮影を求められて性的交渉まで行ってしまったという人の数とか、昨年も議論したと思うのですが、今年度に何か違いがありましたらお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 厳密な比較ができないということもあるので、すみません、そのところの比較分析は。

○辻村会長 そうですね。ありがとうございます。被害も拡大しているだろうということは予測できますけれども、それに対する取組も進んでいるはずですので、どのような経過になっているかということはまた注目していきたいと思います。本日は皆様も恐らく初めてご覧になった結果だと思いますので、またじっくりと検討して、何か質問等ございましたらメール等で事務局にお寄せいただければありがたいかと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。議事4、女性活躍加速のための重点方針2018に盛り込むべき重点取組事項について審議をしたいと思っております。

これから内閣府、警察庁その他の省庁を含めて方向性を検討するというので、残りの時間、15時近くまでこの問題を論じていきたいと思っておりますけれども、まず事務局のほうで概要を御説明していただきまして、その後で武川局長から少しお話をいただきたいと思

ます。よろしく申し上げます。

○杉田暴力対策推進室長 資料4を使わせていただきます。

資料4-1から資料4-4が作成方針、今後の進め方に関しての資料でございます。

資料4-2から説明をさせていただきたいと思えます。おめくりいただきまして6ページ目でございますが、この資料自体は3月20日の男女共同参画会議で示されました重点方針2018の策定方針でございます。参画会議で了承されたものでございます。

重点方針2018でございますが、毎年6月を目途に決定をいたしまして、各府省の概算要求に反映させるというものでございます。6月上旬にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定を目指しているところ、逆算をいたしまして5月下旬に参画会議にて盛り込むべき事項の意見を取りまとめまして、その前に重点方針専門調査会。暴力関係部分に関してはこちらの専門調査会で今日と4月23日の2回にわたって調査審議をするというものでございます。

資料をおめくりいただきまして、幾つか暴力に関する部分もございまして、15ページ目をご覧くださいと思います。策定方針と主な事項例ということでございます。上の箱の2つの★でございまして、キーワードが盛り込まれているので読ませていただきますと、女性が抱える問題を直視し、正面から取り組むフェアネスの高い社会を構築し、女性の能力の最大限の発揮を目指す。それぞれが能力を発揮できるようなフェアネスの高い社会を目指すというものでございます。

少子化・人口減少社会を迎えまして「生産性向上・経済成長」の切り札として女性活躍を推進していくということで、下のところ、暮らしと社会経済活動、基盤整備とございますが、暮らしのところ、4つ目の○、性犯罪・性暴力被害者支援、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりということで、若年層の性犯罪の根絶、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直し、加害者対応を含むDV対策の推進、これは一例でございますので、今後、盛り込むべき事項はまた議論をさせていただきたいと思っております。

17ページ目、これまで3回重点方針をつくってまいりましたが、その主な取組の現状でございます。左下のところに女性に対する暴力の関係が幾つか盛り込まれてございます。

お戻りいただきまして3ページ目でございますが、今後の重点方針の作成の流れでございます。前年度の重点方針の施策の実施の結果だったり、次年度の政府予算の状況を踏まえて検討を行って策定をしていく。主には31年度の概算要求に反映させていくということと、次年度以降の予算の執行、法令改正、運用等により実施していくものも含まれるところでございます。2020年度、平成32年度が4次計画の期限という形になってございます。

2ページ目に戻っていただきまして、こちらは3月23日の重点方針専門調査会に報告のあった、4次計画における政策領域目標の動向の暴力部分の抜粋でございます。第4次計画の成果目標、女性に対する暴力の根絶の関係は4つ掲げてございます。

一番上が配偶者からの被害を相談した者の割合でございます。最新値、先ほどの男女間調査で出た数値でございますが、男性が26.9、女性が57.6、これは成果目標が右にあります。

すが、男性については近い数字、女性についてはもうちょっと頑張らないといけないかという数値でございます。

2つ目の相談窓口の周知度でございますが、男性、女性ともに7割前後となっております。成果目標は右の箱ですが、男女とも7割ということです。これは達成に近い数値なのだろうと考えております。

3つ目の市町村配暴センターの数でございます。最新値は105に対して成果目標は150でございます。このところはもう少し力を入れていかないといけないところなのだろうと認識しております。

一番下のワンストップセンターでございますが、最新の数値で種部先生の富山県を入れてまして42か所ということで、目標値は平成32年に各都道府県最低1か所となっております。

19ページ目に行っていただきまして、こちらの資料、3月20日の参画会議において辻村会長から暴力専門調査会の会長といたしまして、重点方針2018の策定方針に関する主な施策について御報告をいただいたものでございます。下に9項目ございますが、これが4次計画の暴力部分、この項目立てになってございます。中でも赤字の部分が喫緊の課題ということで御説明いただいたところではありますが、「2.」の配偶者暴力のところでございますが、3つ目のポツ、地域社会内での加害者更生プログラムの今後のあり方の検討、それから、改正配暴法の施行状況を踏まえた今後のあり方の検討、婦人保護事業のあり方の検討となっております。

「4.」のところでございますが、1つ目のポツ、刑法改正法附則に基づいた性犯罪に関する各種施策のあり方の3年後検討に向けた調査の実施というところでございます。今日後ろのほうに資料として、本専門調査会が平成24年7月に出されました性犯罪の対策の推進についての報告書を配付させていただきました。この報告書を出したことを受けまして、流れとしましては法務省における検討会、さらには法制審での審議を経まして刑法改正に結びついたというものでございます。各省におかれまして今後、この報告書も踏まえてこういった調査を進めていただきたいと思いますと考えてございます。

資料に戻りまして「4.」の2つ目のポツでございますが、性犯罪・性暴力被害者ワンストップセンターの設置促進と運営の安定化。それから、新規のものですが、薬物・アルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発、そういった適切な対応をしていくというところがございます。

「5.」の子供の性暴力、若年層性暴力の関係ですが、先ほど御説明いたしましたAV、JKの関連施策の総合的な推進、それから、一番下の若年被害女性の居場所の確保、アプローチの仕組みに関する検討を書かせていただいております。

机の上にあります青いファイルをご覧いただきたいのですが、資料3-2、付箋をつけているところがあるのですが、男女共同参画女性活躍の推進に向けた重点取組事項ということで、これは昨年5月に参画会議が出したものでございます。6~7ページの約1ペー

ジ分なのですが、これから5月に向けた作業の仕上りのイメージとしては、こういった形で施策を取りまとめていく。このときは5本柱になってございますが、辻村先生の資料4-4で言うポツレベルの施策を項目レベルでまとめていくというような作業を、これから3~5月にかけてやっていただくというイメージになってございます。

資料をおめくりいただきまして本体の資料でございます。ここからは内閣府の施策の御説明になるところですが、ここで一旦、局長にかわります。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、質疑はまた後ほど行いますが、その前に局長から一言よろしくお願ひいたします。

○武川局長 資料4-1をご覧ください。毎年この重点方針につきまして、前年度のフォローアップと来年に向けての御意見をいただいているのですが、5か年計画である第4次男女共同参画基本計画の毎年の重点を決めたりフォローアップをしたりという位置づけもでございます。次の5次計画は2020年12月に恐らく決定しますので、4次計画全体につきまして、全ての事項を洗い出して棚卸しするというのは、その1年余り前から作業を始めるわけですけれども、その中間の年に関しましては重点方針のフォローアップをもって兼ねていただきたいと思います。そういう意味で、これから各省から御報告いただく際に使用する資料の最後のページに計画のどこに位置づけられているのかを示す紙が添付されておりますし、青いドッチファイルの中に昨年度の予算など細かい資料が出てきますけれども、その中でも4次計画のどこに位置づけられているのかを示す欄がありますので、それを御参照いただきつつ、計画でこの部分がまだまだ弱いではないかということがありましたら、この専門調査会の中で御意見としておっしゃっていただけると、男女共同参画会議の意見として、重点方針2018に反映していくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先日の重点方針専門調査会のときに辻村先生から、その点とあわせてもう一点、女子差別撤廃委員会の最終見解についてのフォローアップはどうなるのかというお尋ねがございました。青いドッチファイルの一番最後に参考資料16として、2年前の3月に女子差別撤廃委員会から出された最終見解が入っております。

最終見解の中で非常に緊要度が高いというもの2点につきまして、1つは家族法に関すること、もう一つはマイノリティーに関することですけれども、それはつい先ごろ開かれました男女共同参画会議に報告書の案文をお諮りして御了解が出ましたので、国連に近々報告いたします。それが参考資料15に入っております。それ以外最終見解で勧告されているものに関して、専門調査会として、これは必要というものがありましたら、これもあわせて御意見に盛り込んでいただきたいと思います。

参考資料16の中で暴力に関して書かれているものは、パラグラフ22からでございます。勧告としてはまずパラグラフ23にございます。パラグラフ23を簡単に御紹介いたしますと、刑法の改正に関してです。昨年、改正された刑法が施行されておりますので2年前のこの

勧告はそれより以前の時点での勧告でございますが、刑法改正に当たってドメスティックバイオレンスですとか、近親姦でありますとか、そういったものを含めて女性に対する暴力を包括的に位置づけてほしいということ。強姦の定義を拡大して、非親告化などができるようにするという。婚姻関係におけるレイプ、性交同意年齢の引き下げ、緊急保護命令の迅速化、被害者が通報、申告、シェルターの利用というのが確実にできるように、特に移住女性、外国の人が日本に住んでいる例ですけれども、そういった被害者が確実に通報、申告ができるようにするという。指導的立場にある職員にきちんとした研修をして捜査、起訴、有罪になった場合の適切な処罰がされるようにするという。DV防止法があらゆる家族形態の全ての女性に対して適用されるようにすることなどが勧告されています。

もう一つ、人身取引及び売買春に関しても27パラグラフで勧告が出されております。これは外国人技能実習制度下での女性と少女の人身取引に対処するために、労働監督などをきちんとやるということ。それから、成人用娯楽、ポルノグラフィの製造をしている事業所に対する監督、人身取引に関して国際的な協力をきちんとするといったこと。そういった改善を次の報告できちんと報告してほしい。さらには国際的な組織犯罪防止に関する国連条約、それと、それを補足する女性と子供の取引に関する議定書を批准すること。これは既に批准されたということでございますけれども、そういった勧告が出ております。

簡単ですけれども、御紹介申し上げました。

○辻村会長 ありがとうございます。現状について御報告いただきました。

私たちのこの専門調査会がフォローしている領域は非常に広いものでございまして、DVとかAVとかいろいろ検討してきておりますけれども、CEDAWからはもっともっと広い視点から問題を提示されておりますので、こういった課題も踏まえながら重点方針の中に含まれるものは含めたほうがいいでしょう。我々の専門調査会の報告書のようなものを例えば任期中に、来年、ちょうど1年後ぐらいがこの専門調査会、この委員の皆様の間最後になるかと思いますが、それまでに課題をまとめたような報告書を仮に出すようなことがありましたら、このような広い課題についても検討していかなければいけないかなと考えておりますので、その前提として今、局長からお話をいただいた次第でございます。またこれは本日の議題ということではありませんで、これから1年ぐらいかけていろいろな問題を論じていくということですので、よろしく願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので内閣府の説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料4-5、21ページ目以降をご覧くださいと思います。22ページ目でございます。内閣府としての取組事項でございます。3つ御説明を簡単にさせていただきます。1つ目は性犯罪への対策の推進というところでございます。4次計画に基づきましてワンストップ支援センターの設置促進、平成32年までに各都道府県最低1か所ということで、真ん中の箱のところ、今年度29年度予算新規で1.6億円をつけさせていただいております。42の都道府県で整備が進んでございます。

今後の取組、一番右のところでございますが、ワンストップ支援センターの設置促進と運営の安定化ということで、30年度予算は若干拡充をいたしまして1.9億円盛り込ませていただいております。内容も新規拡充項目を幾つか作ってございまして、真ん中のところでございますが、関係機関との連携強化ということでマニュアルをつくったり、そういったところに対する支援を強化していく。それから、被害者の法的支援に要する経費ということで、弁護士費用だったりだとか、そういったところも手当できるようにしている。

刑法改正が行われたということで、センターの広報を充実させていく必要があるということで、広報啓発費に要する経費を拡充しているところでございます。矢印で書いていますが、設置目標を平成32年までというところを前倒しして、平成30年度中の達成を目指していきたいと考えてございます。ここには書いていないのですが、種部先生からも24時間化の重要性を御指摘いただきました。来年度予算の中で24時間化に取り組むような自治体に対する取組支援、加算措置みたいなものは設けて、支援の拡充をやっていきたいと考えてございます。

31年度は何をやるかというところでございますが、先ほども指摘がございました、全都道府県に設置された暁には当然、質の問題も見ていかないといけないことになってございます。まだ交付金初年度、今年度の執行状況がはっきりしていないところもあるのですが、そういった執行状況も踏まえた内容の拡充、検討。それから、4次計画の改定がまた何年後かに控えておりますので、そういったことも見据えましてワンストップ支援センターの取組状況調査みたいなものは31年度、この夏の概算要求のところでは何かしら盛り込んでいく必要があるのだろうと認識しております。

右下のところ、薬物・アルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発。啓発ウェブサイトをこの2月に内閣府ホームページにアップをしたということを紹介させていただきたいと思っております。

次ページ以降は参考資料が幾つか続きます。25ページ目、ワンストップ支援センターの24時間化というところでは、今11都府県でまだ少ないところですので、今後支援をしていきたいということと、おめくりいただきまして28ページ目が薬物・アルコールを使った性暴力被害啓発用のホームページの冒頭部分でございます。

30ページ目は配偶者からの暴力の関係でございます。4次計画の成果目標は先ほど少し触れたところでございます。市町村の配暴センターの設置数が課題であるということで、今後の取組、上のところでございますが、配偶者暴力相談支援センターの設置促進（市町村の未設置都道府県における実態把握）ということで、今、市町村に未設置の都道府県に対するアンケート調査をしております。市町村で未設置の理由、設置するために必要なことなどを聞いているところであります。こういったアンケート結果も踏まえまして、来年度以降あるいは場合によっては31年度の調査研究という形で、しっかりとその取組の支援、あり方について検討をしていく必要があるのだろうと思っております。

過去にもセンターを設置した自治体の取組事例調査とか、何度かやったことがございま

すので、そういった内容のものをやっていくのかなと思っております。

それから、その前提といたしまして、前回の専門調査会でもいろいろ御指摘をいただきましたデータの全体像の把握だったり、データ相互の関連性という御指摘をいただきました。配暴センターの全体の評価、質の問題というところも、そういった調査研究の中で何かしらやっていかないといけないなと思っております。

下のところに行きまして4つ目のところ、地域社会内での加害者更生プログラムの今後のあり方の検討、これは31年度、この夏の要求で入れていけたらなと思っております。その1つ下のリスクアセスメントの調査も来年度、新規にやるものですが、平成28年3月に出しました加害者更生プログラムに関する実態調査の中でも、加害者更生プログラムの実施基準であったりとか、リスクアセスメントについてやっていく必要があるという御指摘もございましたので、来年度あるいは再来年度に向けて取組を進めていきたいと思っております。

一番下のところでございますが、改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえたフォローアップということで、専門調査会でまた議論をいただくことになるのだろうと思っておりますが、そういったところも取り組んでいきたいと考えております。

最後でございますが、35ページ目、若年層を対象とした性的な暴力への対応でございます。一番右のところ、今後の取組のところをご覧くださいと、先ほど御説明をいたしましたAV、JKのフォローアップ調査の結果に基づいて取組を推進していくということ。それから、30年度でございますが、若年層、女性の予防啓発、被害者支援のための調査研究を新規にやる予定になってございます。被害者支援のマニュアル、SNSだったり、そういった効果的な媒体の活用方を考えていきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。随分たくさんの内容を報告していただきましたけれども、これは今日だけということではなくて、また次回、4月中旬に開催予定のところでも重点方針に向けて議論をする機会があるかと思えます。この質疑については時間の関係で、このあと警察庁からの御説明をいただいた後、まとめて行いたいと思っておりますので、それでは、警察庁の御説明をお願いいたします。発表者として4名に来ていただいております。よろしく願いいたします。

○警察庁 警察庁給与厚生課でございます。よろしく願いいたします。

私から警察庁資料4-6の最初の2つの項目について御説明をさせていただきます。

49ページの都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実について説明させていただきます。

第3次犯罪被害者等基本計画において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられております。平成28年度から新規に予算措置し、都道府県警察に対して被害者みずから選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指

導しており、平成30年度においても引き続き同額の予算を確保して、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導してまいります。

50ページは性犯罪被害者相談電話番号の統一化についてであります。これも第3次犯罪被害者等基本計画に基づく取組でございますが、性犯罪被害者支援の充実に関して相談窓口の認知向上の相談しやすい環境の整備などが掲げられておりますので、これを踏まえまして相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号#8103を導入いたしまして、昨年8月3日から運用を開始しております。性犯罪被害者が相談しやすい環境整備の一環として、全国共通の短縮ダイヤルを適切に運用するとともに、国民の皆様へのさらなる周知を図ることとしております。

私からは以上でございます。

○警察庁 警察庁少年課でございます。

私からは51ページでございます子供の性被害防止プランに基づく対策の推進について御説明をさせていただきます。

こちらは昨年度からの継続案件でございます。こちらのプランにつきましては、平成29年4月18日に策定されました。こちらに掲載されている各施策を引き続き推進していくというものでございます。

51ページの資料2のところでございますが、子供の性被害をめぐる情勢は依然として深刻でございます。資料に間違いがありまして、児童ポルノ事犯のグラフの29年のところが2,000件となっているのですが、ここが実は上に突き抜けておりまして、昨年の検挙件数は約2,400件でした。被害児童数は減少しているのですけれども、検挙件数は増加していて、引き続き深刻な状況にあると認識してございます。

また、コミュニティサイトの利用に起因して児童買春の被害に遭う児童の数も、グラフ上は28年の数字だけですが、29年の上半期も28年の上半期と比べて増加しておりまして、29年中も多くの被害が出ている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、警察では平成30年度におきましても取締りを強化していくとともに、予算事業といたしましては、例えば、被害に遭った児童が相談しやすい相談窓口案内サイトといったものを構築しまして、警察庁のホームページに掲示するといったような取組を進めていくこととしております。

また、こういった対策を進めるに当たって他省庁と連携していくことも重要だと考えておりまして、子供の性被害対策に関する総合調整を国家公安委員会、警察庁で担当しているのですけれども、総合調整を担当する役所として他省庁への働き掛けといったことも行っていきたいと考えております。この子供の性被害防止プランはフォローアップを行うこととしておりまして、最初のフォローアップは今年5月を目途に取りまとめたいと予定しております。こういったフォローアップの機会なども利用しながら、関係省庁と連携して対策を進めていきたいと考えております。

少年課では、先ほど御質問のございましたJKビジネスについての対策も進めております

ので、あわせて回答させていただきたいと思います。先ほど御質問のございましたJKビジネスの被害者への支援の関係でございますけれども、資料4で子供の性被害防止プランの4番目の柱のところに、被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進という項目がございます。もちろん警察でも事件や相談を通じて被害児童を把握した場合には継続的なカウンセリングといったようなことを行いまして、日常生活に戻れるようにサポートをしていくのですが、また、厚生労働省を始めとした関係省庁とも連携しながら、被害児童の保護・支援を進めているところでございます。

需要側に対する対策が必要だという御指摘でございます。民間団体の方々から同種の御指摘はいただいているところでございまして、警察としても当然、取締りを行って、そういった営業を利用して児童買春を行う者に対する検挙対策を進めていかなければいけないのですけれども、社会全体で「子供の性を食べ物にする行為は許さない」という気運を醸成することが非常に重要だと思います。ですので、プランの1番目の柱に国民意識の向上、国民運動といったような項目もございますので、これも内閣府さんと協力しながら各種の広報啓発活動を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○警察庁 続きまして、生活安全企画課でございます。

52ページをご覧ください。私からはストーカー事案への対応に係る取組について御説明を申し上げます。

資料の上段をご覧ください。ストーカー事案の現状についてでございます。平成29年中のストーカー事案に係る相談等件数は2万3,079件と、ストーカー規制法施行後最多となっております。この種の事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高く、国民の安全・安心を脅かすものであることから、引き続き対策を推進する必要があると認識してございます。

続きまして下段をご覧ください。平成30年度の取組内容を記載してございますが、これは平成30年度予算案に盛り込まれている取組でございます。内容はこちらに記載させていただいておりますが、補足するものとして、右下のストーカー事案に対応する体制整備の中に装備資機材の整備というものもございます。これは、ストーカー事案の加害者が、直接的に被害者に対して接触を試みる事案が多いこと、被害者が加害者と面識がある場合が多いことから、顔認証機能を有するカメラの整備を行おうとするものでございます。これを被害者に貸与することによって、例えば被害者の家に加害者が押し掛けた場合、その旨の通知がなされた被害者に危害を避けていただくことを考えているものでございます。

簡単でございますが、以上です。

○警察庁 続きまして、53ページの性犯罪捜査体制の整備について御説明を申し上げます。

昨年4月、刑法改正の法律が施行されたことを踏まえまして、警察におきましても改正法に基づいた確かな性犯罪の捜査の推進、また、法案審議時に附帯決議がされておりますの

で、これらの附帯決議の内容を踏まえた体制の整備等を図っているところです。

内容といたしましては代表的なものを記載しております。まず被害者の心情に配慮した対応ということで、警察が性犯罪、被害者の最初の相談に対応する公的機関となることも多いことから、これらの被害者の心情を理解した適切な対応が求められているところです。

これまでも採用時あるいは昇任時の学校教養等でこれらの被害者の心情がどのようなのかという教養をやってきたところではありますけれども、まだまだ最初に接する警察官の対応が二次被害を与える可能性もあるという御指摘もありますので、より具体的な教養が行えるように、臨床心理士等の専門家による講義あるいは事案を想定したロールプレイ方式の導入、これらの研修を進めているところです。

女性警察官の配置の促進も非常に求められているところですので、特に性犯罪被害者にかかわる業務に従事する捜査員として、被害者が希望する性別の警察官による対応ができるように、このような点を促進しているところでございます。

先ほど種部委員からの説明にもありましたけれども、警察がワンストップ支援センターあるいは地元の産婦人科医会等と連携して対応することは、非常に重要かと思っております。これらの関係機関との連携促進を各都道府県に対して指示しているところでございます。

最初に早い段階で証拠保全が図られることが非常に重要なのですが、なかなか当初の段階で判断ができないこともあると伺っておりますので、性犯罪被害者の身体から証拠資料を採取するために、資機材を警察署あるいは医療機関に整備するような事業も進めております。昨今、指摘されている薬物使用の疑いのある事案につきまして、こちらについても採尿、採血等が必要だという指摘もありますので、早い段階でこのような対応ができるようにさまざまな工夫をしているところでございます。

簡単ではありますが、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間15～16分あると思いますが、皆様からの御質疑に充てたいと思いますけれども、警察庁からおいでいただくのは今日だけです。そこで、ただいまの警察庁の御報告、49ページ以降でございますが、まずそちらについての御質問がございましたら先にお出しいただきたいと思っております。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 質問というより留意していただきたいのと、調査をとっていただきたいと思うことがあって、1つは先ほど内閣府の被害者調査で、18歳以下の被害のうちの2割が監護者からのものだということが出てまいりました。そうだとすると子供の性被害にかかわる対策については、監護者からの被害、性的虐待、実際には現状としては監護者だけでなく親族に広がっているわけですが、少なくとも新法に従って実態はどのようなのかということや、ぜひ調べていただきたいし、調査していただきたいと思っております。だから子供の性被害のところにそれが抜け落ちてしまっていると思うので、5分の1あるというのはかな

り大きいものですから、それも一緒に考えていただきたいというのが1つです。

もう一つ、これは心理のほうで1つ変更がありまして、多分今年の9月ぐらいから公認心理士という新しい国家資格ができますので、今、臨床心理士という書き方になっているところがありますけれども、その適用をどのように変えていくかということも、これは小さいことかもしれませんが、判断いただけるといいと思います。恐らく国家資格で医療とかかわりの深い資格になりますので、むしろこれから支援体制を構築するには注意していただく必要があると思っております。

○辻村会長 種部委員、どうぞ。

○種部委員 警察の方は今日だけだということなので、先ほどから何回も言っていますけれども、まず1点、51ページの児童ポルノのところなのですが、私も児童ポルノで被害に遭っている子供たちの年齢を鑑定するという仕事を現場でやらせていただいております。ほとんど出てくる画像が全部日本人の子供に変わってきていると思うのです。世界中で児童ポルノに取り組んでいて、日本では取り締まりが甘いといいますか、子供の性を搾取するということが犯罪だという認識が非常に甘いというのがあります、それもこういう実態だということを一般の国民の方は余り知られないと思うのです。

このデータはすごく一生懸命捜査を頑張ってください、検挙されている数が上がっているのですけれども、この中身として昔は割と海外の人身売買に関係するような子供が多かったのですが、今はほとんど日本の家庭の中で行われている画像がまかれているという大変な状況を見えるようにして啓発に使っていただければと思っています。出てくる子供がどの国の人か判断するのは難しいですけれども、明らかにこれは日本人という子供、しかも性的虐待で起きている写真というのが多いです。このことを国民に見えるようにしていただければうれしいです。

もう一点、先ほどからの証拠採取の話、53ページです。小西先生がおっしゃっていたように子供の被害が多いことがよく見えてきました。警察のほうで被害者の心情に配慮した対応をされていて、女性警察官配置をすることなどは、大人に対してはそれでいいと思います。しかし、子供の場合は現場の警察官の方がいろいろなことを聞いてしまうと、次に司法面接をやったときに言っていることが違うではないかみたいな話になったときに、起訴していただけないという事実が起きています。現場の人は最小限のことを聞いて、できればそんなたくさんの件数ではないけれども、すぐに司法面接に持って行っていただきたい。現場では余計なことを聞かないというトレーニングが必要だと思うので、これは研修があると思います。例えばRIFCRとか、幾つか初動対応の研修があると思うのですが、それをぜひ警察官の方に徹底していただいて、根掘り葉掘り聞いたりしないで、すぐに検察に行って司法面接をやって、法廷に証拠能力が高い聞き取り調査をビデオで出すということをやっていただければと思います。

もう一点は証拠の件です。先ほども申し上げましたが、やはりワンストップをやってもなかなか72時間ぐらいになりますとDNAの保存性は厳しいです。DNAの保全状況に関し

ては海外に論文がありまして、大体長くて四十何時間です。大体24時間以内であればオーケーですけれども、2日とか3日になりますとDNAの保全というのは厳しいだろうと。特に性的虐待の場合は被害に遭ったその日に開示されることはまずありません。過去に性的虐待を繰り返されており、一番最後の性交がたまたま48時間以内とかであればDNA採取ということになります。残念なことですが、子供の場合は病気をもらっていることが結構多いです。特に今ヒトパピローマウイルスという子宮頸がんの原因になるウイルスについては治療方法がありません。長ければ2週間や3週間はずっと感染したままいるわけですので、ウイルス型を一致させるということで加害者の同定につながる可能性があります。

海外では淋菌の感染があった場合、これは性的虐待と捉えると司法省が通達を出していますけれども、日本では明確ではありません。淋菌の菌株が加害者と一致するののかという検索の仕方は食中毒と一緒にですが、どこが感染源だったか同定することが性犯罪の証拠としてまだ採用されていません。海外ではすでにやっていると思うので、ぜひ、病原体のDNAのゲノムのシーケンスも捜査の中に、特に子供対応の場合、取り入れていただきたいと思います。

○辻村会長 ほかに警察庁に御質問がおありの方、いらっしゃいますか。原委員、阿部委員、簡単をお願いします。

○原委員 52ページのストーカー事案の加害者に関する取組のところ、地域精神科医療との連携と将来の先々、加害者更生の取組というのが多分つながってくるだろうと思うのですが、ここに書いてある地域精神科医療等からのアドバイスがよくわからないのですが、詳しく説明してもらえませんか。

○阿部委員 同じです。実はこのストーカー事案の加害者に対する対策というのが、予防のためにも非常に重要だと前から思っておりまして、このアドバイスというのは具体的にはどのようなことが行われるのかということと、調査研究でどの辺まで、どれぐらい進んでいるのか。教えていただける範囲でもいいですので、少しきょう教えていただければと思います。

○辻村会長 それでは、警察庁からそれぞれお答えいただければありがたいと思います。質問を特定していただいております。

○警察庁 警察庁少年課でございます。

まず小西委員の御質問監護者からの被害が多いという点についてです。我々が策定いたしました子供の性被害防止プランにつきましては、親からの性的虐待も射程に入っております。ですので、このプランを推進することをもって、監護者からの被害についての対策も進められると思っております。監護者性交罪だけではなくて、児童ポルノなども親が加害者になっているという例がございますので、そちらについてもしっかりと対策を進めていきたいと考えております。

また、公認心理師につきましても、少年警察の現場において臨床心理士の資格を持って対応している職員がおりますので、そういった職員がスムーズに移行していけるようにサ

ポートしていきたいと考えております。

続きまして種部委員からの御質問でございます。児童ポルノの被害実態が世間で余り知られていないというのは、まさにそのとおりだと思います。我々もその問題意識を持っておりまして、繰り返しにはなりますが、プランの1番目のところで国民運動の展開といったようなことを進めておりますので、官民間わず、関係機関と連携しながらしっかりと啓発に取り組んでいきたいと考えております。

続いて証拠採取の話でございます。事情聴取の問題については我々も認識しておりまして、しっかりと警察職員、現場の職員に至るまで適切な聴取ができるように司法面接といいますか、協同面接といいますか、呼称は別にしまして、聴取の方法についての研修ですとか技能の普及といったことを警察庁で音頭をとりながら進めているところでございますので、引き続き物的証拠の採取も含めて、しっかりと対応できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○警察庁 性犯罪の証拠採取につきまして、種部委員から貴重な御意見ありがとうございました。

まずは性犯罪の被害に遭った方が最初に行くのは医療機関であることが非常に多いのではないかと考えております。まず医療機関がそういう疑いのある方について警察への届け出を促すという取組自体もなかなか広がっていないというのが実態だと思っております。そのあたりからいかに迅速に証拠採取をしていくかということが課題だと思っております。御意見も賜りながら検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○警察庁 先ほどストーカーの関係で御質問を受けました、ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等からのアドバイスでございますが、これは、警察官が地域の医療関係者から具体的な対応方法や治療、カウンセリングの必要性などについてアドバイスを受けるものです。そうしたアドバイスを受けて、必要な加害者に受診の働き掛けを行っております。

平成29年4月から12月までの間、36都道府県において522名に働き掛けを行っておりまして、108名が治療開始につながったという報告を都道府県警察から受けてございます。

調査研究の内容は検討中になりますが、29年度の調査では、ストーカー事案に対応したところのある関係機関からのヒアリングなどを行いました。そうした結果を踏まえつつ、また、この種の事案の根本的な問題解決のためには警察のみならず、様々な機関が連携することが必要だと考えておりますので、そうした観点から行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○辻村会長 今のお答えに関して委員の方々よろしいですか。

それでは、貴重な報告をしていただきましてありがとうございます。いつもながら警察庁のほうからは、しっかりと対応しているという御報告をいただくのですけれども、警視庁

初め都道府県警察まで、どのように津々浦々までこの取組を広げることができるかという問題が絶えずつきまっておりますので、その点も含めまして今後ともよろしく願いいたしたいと思います。それでは、本日はどうもありがとうございました。

では、内閣府のほうに質問して頂く時間は余り残っていないのですけれども、今後につないでいくという意味でも何か御発言はありますか。納米委員、どうぞ。

○納米委員 時間がないのでお答えについては次回でも構わないのですけれども、成果指標と参考指標の数字のことについて幾つか質問がございます。

まず相談窓口の周知度が劇的に上がっていますけれども、これは何が奏功して上がったのでしょうか。また、どの相談窓口、こういった種類の相談窓口の周知度が上がっているのでしょうか。

相談窓口の周知度が上がっている一方、配暴センターの相談件数は3%程度しか増加していない。これは不思議です。知っているのに利用しないというのはどういった理由が考えられるのかということを知りたいと思います。

また、参考指標について警察の相談件数は2割上がり、保護件数は15%減少し、保護命令の記載の件数は3割弱減少しているのです。これについても理由を知りたいです。

前回の調査会の資料で内閣府が行った試行調査結果について御説明がありました。その中で、そもそも一時保護件数というのはそんなに多くない。また、本人が希望したけれども、一時保護にならなかった件数の中で、本人辞退が4割程度あった。これは一時保護の対応上の課題なのか、もしくはニーズが一時保護ではないところにあるためにミスマッチが起こっているのか、どういうことなのかということ調べたほうがいいのではないかと思います。

もう一点は、面前DVのことについてなのですが、この点については次回の会議で発言したいと思います。

○辻村会長 後で今後のことは説明があると思いますけれども、約3週間後に次の会合があります。それをもとに、私のほうで重点方針専門調査会で発表するということになっています。それがまとまれば今度は参画会議に上がっていくということですので、委員の方々から、この3週間に御意見とか御質問とかを事務局にお出しただいて、皆さんのご意見をまとめていくという方向に行きたいと思います。

○小西委員 重点方針の中というか、DVの今の保護命令のあたりも私も疑問があると思っています。もう一つ、実際のクライアントさんからお話を聞いて最近とても多いのが、面会に関するトラブルなのです。それについて私も次回、もう少し詳しくお話をしたいと思いますけれども、何か内閣府でお持ちの実態があれば出していただければと思います。

○辻村会長 今のような御要望とか、次回までの御質問とかまとめて今、出しておいてください。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 確認ですけれども、CEDAWのことを入れてもよいですか。CEDAWのパラグラフ

39に、これは女性の健康の分野なのですけれども、女性が暴力を受けて妊娠した場合の中絶に対して配偶者の同意を求めることに関して指摘があります。この部会でも何回も申し上げていますが、配偶者の同意がないと中絶ができないということは問題だと思っております。配偶者同意の問題と、もう一つは非合法です。日本の国では中絶は認められていないので、これは墮胎罪になるわけです。ですからこれを合法化するよというのとは書かれています。これをどこで扱うかということです。これは健康の分野なので健康であれば重点方針でもいいのですけれども、女性の暴力に絡む部分についてはここで扱ってもよいでしょうかということをお聞きしたい。

○辻村会長 また御検討いただきたいと思えます。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 配付資料の25ページにワンストップ支援センターの一覧がありますが、ここには愛知県のワンストップセンターとしてハートフルステーション・あいちが載っています。ただ、愛知県は実はもう一か所、「性暴力救援センター日赤なごや なごみ」というワンストップセンターがありますので、それも加えていただいたほうが良いと思えます。

○辻村会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまお出しいただきましたことについて、今お答えいただくのではなく、時間もありませんでしょうから、この次までに御準備をいただくか、あるいは次回の開催の前にメール等でやりとりをすることにしたいと思えます。そのような方針も含めまして、次回の予定や今後の進め方について事務局から御連絡をお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 次回の専門調査会は、4月23日を予定してございます。

実質的に次回の調査会が終わったタイミングで、本調査会としての取りまとめはほぼ終えているような状況にしていきたいと考えておりますので、今日、内閣府は回答できなかったのですけれども、警察庁さんの質疑応答がございましたが、それ以外の省庁に対する御意見、一応ヒアリングは次回、厚労省、文科省、消費者庁、法務省をやる予定ではあるのですが、盛り込むべき事項等、御意見につきましてはあらかじめ事前にメール等でお聞きしたいと思っておりますので、事前に向こう1週間くらいを目途にこちらからまたメールを出させていただきますので、次回取りまとめに向けて事前調整というのにも必要に応じてやらせていただきたいと思っておりますので、そういった前提でお願いしたいと思えます。

以上です。

○辻村会長 では今のような方針でよろしいでしょうか。次回は厚労省、文科省、法務省その他です。この次までの期間にいろいろご意見等をメールで頂きたいと思えます。

それでは、以上をもちまして第91回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。